# 重要事項説明書〈居宅介護支援〉

事業所名	伸生会デイケアセンター
所在地	平塚市御殿2丁目17番42号
事業者指定番号	神奈川県 1472000064
管理者	菅原 紀昭
連絡先	0463-37-5480
サービス提供地域	平塚市 大磯町全域

(令和7年4月1日現在)

### 1 事業所の概要

## 2 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類、業務	員 数
管理者	業務の把握、調整、管理	1名(兼務)
主任介護支援専門員	居宅サービス計画の作成	1名(専従1名:兼務1名)
介護支援専門員	居宅サービス計画の作成	4名(専従4名)

## 3 営業時間

- 8:30~17:30 (日曜日は休業させていただきます)
- (注) 12/31~1/3 は「休日」扱いとします。
- (24 時間連絡が可能な体制を確保しています。)

### 4 サービス利用料及び利用者負担

- (1) 居宅介護支援については、利用者のご負担はありません。
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費実費をご負担いただきます。

## 料金表 (平塚市)

# 居宅介護支援 地域区分1単位10.70円

マム		サービス	サービス
<b></b>	区分		
居宅介護支援費(I)	要介護1・2	1,086単位/月	11,620円/月
※介護支援専門員一人当たり	要介護3・4・5	1,411単位/月	15,097円/月
利用者45人未満			
居宅介護支援費(Ⅱ)	要介護1・2	544単位/月	5,820円/月
※介護支援専門員一人当たり	要介護3・4・5	704単位/月	7,532円/月
利用者45人以上60人未満			
居宅介護支援費(Ⅲ)	要介護1・2	326単位/月	3,488円/月
※介護支援専門員一人当たり	要介護3・4・5	422単位/月	4,515円/月
利用者60人以上			

# 加算について

加算	サービス単位	料金
初回加算	300 単位	3,210円/月 該当月のみ
入院時情報連携加算(I)	250 単位	2,675円/月 該当月のみ
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200 単位	2,140円/月 該当月のみ
イ)退院・退所加算(I)イ	450 単位	4,815円/月 該当月のみ
口)退院・退所加算(Ⅰ)口	600 単位	6,420円/月 該当月のみ
ハ)退院・退所加算(Ⅱ)イ	600 単位	6,420円/月 該当月のみ
ニ)退院・退所加算(Ⅱ)ロ	750 単位	8,025円/月 該当月のみ
ホ) 退院・退所加算 (Ⅲ)	900 単位	9,630円/月 該当月のみ
通院時情報連携加算	50 単位	535円/月 該当月のみ
ターミナル	400 単位	4,280円 該当月のみ
ケアマネジメント加算		
緊急時等	200 単位	2,140円 該当月のみ
居宅カンファレンス加算		
特定事業所加算Ⅱ	421 単位	4,504 円/月

# 料金表 (大磯町)

# 居宅介護支援 地域区分1単位10.42円

ΕV		サービス	サービス
区分	区分		利用料金
居宅介護支援費(I)	要介護1・2	1,086単位/月	11,316円/月
※介護支援専門員一人当たり	要介護3・4・5	1,411単位/月	14,759円/月
利用者45人未満			
居宅介護支援費(Ⅱ)	要介護1・2	544単位/月	5,668円/月
※介護支援専門員一人当たり	要介護3・4・5	704単位/月	7,335円/月
利用者45人以上60人未満			
居宅介護支援費 (Ⅲ)	要介護1・2	326単位/月	3,396円/月
※介護支援専門員一人当たり	要介護3・4・5	422単位/月	4,397円/月
利用者60人以上			

# 加算について

加算	サービス単位	料金
初回加算	300 単位	3,126円/月 該当月のみ
入院時情報連携加算(I)	250 単位	2,605円/月 該当月のみ
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200 単位	2,084円/月 該当月のみ
イ) 退院・退所加算 (I) イ	450 単位	4,689円/月 該当月のみ
口)退院・退所加算(Ⅰ)口	600 単位	6,252円/月 該当月のみ
ハ)退院・退所加算(Ⅱ)イ	600 単位	6,252円/月 該当月のみ
ニ) 退院・退所加算(Ⅱ) ロ	750 単位	7,815円/月 該当月のみ
ホ)退院・退所加算(Ⅲ)	900 単位	9,378円/月 該当月のみ
通院時情報連携加算	50 単位	521円/月 該当月のみ
ターミナル	400 単位	4,168円 該当月のみ
ケアマネジメント加算		
緊急時等	200 単位	2,084円 該当月のみ
居宅カンファレンス加算		
特定事業所加算Ⅱ	421 単位	4,386円/月

### 5 当事業所のサービスの方針等

- (1) 当事業所は、利用者の状況に応じ、可能な限り自立した居宅生活を念頭において居宅サービス計画を作成し、利用者の生活の質が向上するよう援助に努めます。
- (2) 当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたった居宅サービス計画を作成します。
- (3) 当事業所は、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、他の居宅介護支援事業者、 居宅サービス事業者、介護保険施設、保健医療サービス、福祉サービスとの密接な 連携に努めます。
- (4) サービス内容から逸脱している、次のことは行うことはできません。
  - ①ご利用者またはご家族からの金品・物品・飲食の授受。
  - ②介護保険外のサービスを求める:ペットの世話・草木の水やり・家族の食事の支度など。

### 6 事故・緊急時の対応等

居宅介護支援の提供に際して利用者の事故、怪我、体調の急変等があった場合は、医師 や家族等関係者への連絡その他適切な措置を迅速に行います。

### 7 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

伸生会デイケアセ	ンター		電話番号	0463-	37-5480
お客様相談窓口			FAX	0463-	30-1861
対応	時間	8:30~17:30	対応担当者	菅原	紀昭

## 公的機関においても、次の機関において苦情の申出ができます。

市町村介護保険相談窓口	所在地	平塚市浅間町 9-1
平塚市介護保険課	電話番号	0463-21-8790(直通)
対応時間 8:30~17:00		
市町村介護保険相談窓口	所在地	中郡大磯町小磯 183
大磯町高齢介護課 高齢福祉係	電話番号	0463-61-4100(代表)
対応時間 8:30~17:00		
神奈川県国民健康保険団体連合会	所在地	横浜市西区楠町 27‐1
(国保連)	電話番号	045-329-3447(直通)
対応時間 8:30~17:15		0570-022110 (苦情専用)

#### [苦情対応]

利用者は、提供した居宅介護支援に苦情がある場合または事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに苦情がある場合には、事業者、市町村または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立て または相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

事業者は、利用者が苦情申立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いをする ことはありません。

#### 8 秘密保持

事業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に提供することはありません。 あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報提供をすることができます。

- 9 利用者やその家族に対する契約時の説明等 指定居宅サービス計画の作成に当たっては、
- ・利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の照会を求めることが 可能であること
- ・居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること
- ・前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち 訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介 護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間 に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪 問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事 業者によって提供されたものが占める割合等。(別紙)

以上の内容について、利用申込者またはその家族に文書の<u>交付</u>に加えて口頭での<u>説明</u>を懇切 丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず、利用申込者から署名を得ることと します。

#### 10 医療機関との連携

利用者が医療機関に入院する必要が生じた場合には、介護支援専門員と医療機関との早期連携を図るため、入院する医療機関に担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先をお伝えいただきますよう、ご協力をお願いします。

#### 11 職員研修

介護支援専門員資格更新研修、認定調査員研修等の必須となる研修を中心に、介護支援

専門員としての資質向上を図るために、以下が開催する研修へも計画的に参加をしていきます。

全国社会福祉協議会、神奈川県社会福祉協議会、神奈川県及び平塚市介護保険課 平塚市システム会議居宅部会、平塚市地域包括支援センター等

## 12 当法人の概要

12 当法人の概要	
名称・法人種別	社会福祉法人 伸生会
代表者名	大畑 直裕
所在地・電話番号	平塚市御殿 2 - 17 - 42
	0463 - 35 - 3440
業務の概要	昭和28年7月7日法人設立
	伸生会デイケアセンター
	平成 1年 4月 1日開所
	通所介護 定員30名
	居宅介護支援
	地域包括支援センター
	平成18年 4月 1日開所
	地域包括支援センターごてん
	平成29年 4月 1日開所
	地域包括支援センターまつがおか
	令和5年 4月 1日開所
	大磯町東部地域包括支援センター
	平塚特別養護老人ホーム
	昭和49年 6月 1日開所
	老人介護福祉施設 定員67名
	短期入所生活介護 定員 6名
	平塚養護老人ホーム
	昭和44年 8月 1日開所
	養護老人ホーム(介護保険対象外サービス)定員60名
	短期入所生活介護 定員10名
	特定入所者施設 (湘南の街)
	訪問介護(湘南の街 訪問介護ステーション)
	いきいきデイサービス
	平成18年 6月 1日開所
	認知症通所介護 定員9名
	伸生会ケアセンターまつがおか
	令和元年 6月 1日開所
	居宅介護支援事業所まつがおか

令和元年 7月 1日開所 地域密着型通所介護 うんどう・デイ・まつがおか 定員午前18名、午後18名

学童保育 伸生会金目っ子クラブ

令和3年 4月 1日開所

学童保育 伸生会金目っ子クラブ2nd

令和5年 4月 1日開所

学童保育 岡崎っ子クラブ

令和5年 4月 1日開所

学童保育 岡崎っ子クラブ2nd

令和5年 4月 1日開所

#### 13 サービスの内容

- (1) 当事業所(伸生会デイケアセンター)は、利用者が自宅において日常生活を営むため に必要なサービスを適切にできるように利用者の心身の状況等を勘案して、利用す るサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成すると ともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整 その他の便宜の供与を行います。
- (2) 居宅介護支援にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、 利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提 供されるよう努力します。
- (3) 居宅介護支援にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立 場にたって、提供されるサービスが特定の種類または特定の事業者に不当に偏することがないよう、公正中立に行います。
- (4) 居宅介護支援にあたっては、要介護の軽減若しくは悪化の防止または要介護状態に なることの予防に資するよう行なうとともに、医療サービスとの連携に十分配慮い たします。
- (5) 当事業所は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行なうことにより、居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (6) 前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明を行います。

### 14 市町村への届け出

この居宅介護支援のサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証 に記載する必要があります。具体的な手続きは居宅介護支援専門員(ケアマネジャー) にご相談ください。

1 🗆	キャ	11	31 KK
10	ナヤ	/ L	ル辛

(1) 利用者がこの居宅介護支援に係る訪問調査等のサービスをキャンセルまたは中断 する場合は事前に下記宛てご連絡ください。

**☎**0463 - 37-5480

- (2) 居宅サービス計画の変更、事業者との連絡、調整等について利用者が行なった依頼 (取り消し)等についても速やかにご連絡ください。
- (3) 当居宅介護支援事業所は、キャンセル料金等必要ありません。

## 【説明確認欄】

令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

説明者(介護支援専門員)

(事業者) 平塚市御殿2丁目17番42号 伸生会デイケアセンター

居宅介護支援契約の締結にあたり、	上記のとおり説明を受け、	同意し交付を受けました。

利用者	住所		
	氏名		<u> </u>
代理人又	ては立会人		
	住所		
	氏名		(fl)